

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件

三

- 土地改良区の定款の変更を認可した件
- 保安林の指定を解除する予定である件二件

- 保安林等の皆伐面積の限度を公表する件

- 道路の区域を変更する件二件

- 道路の供用を開始する件

- 都市計画事業を認可した件

公告

- 都市計画事業の認可の告示があった件二件

四

- 一般競争入札を行う件

四

- 一般競争入札を行う件六件

四

告示

福島県告示第五十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

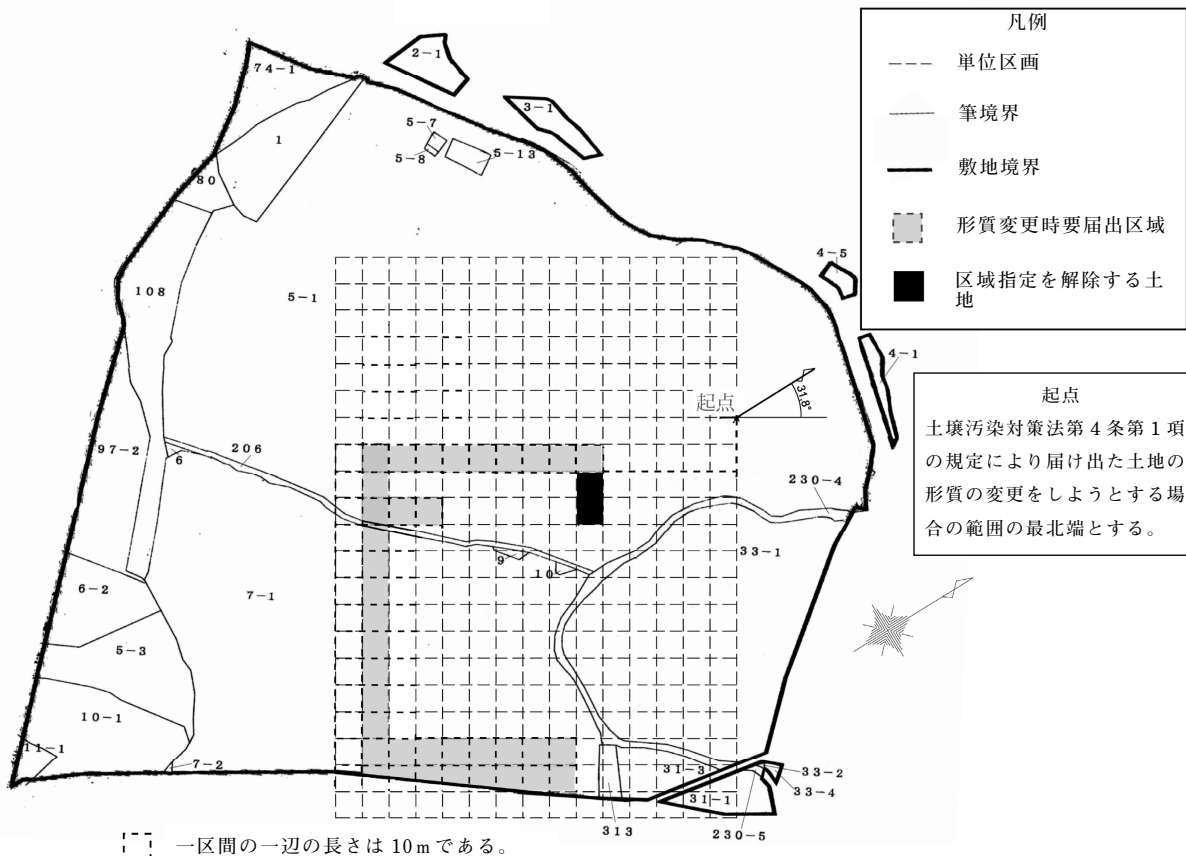
平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定を解除する区域

次の平面図のとおり（二本松市住吉五番一の一部）

二本松市住吉



一区間の一边の長さは10mである。

二 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

三 講じられた汚染の除去等の措置

土壤溶出基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壤の掘削除去
（水・大気環境課）

福島県告示第六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年二月一日から同年六月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル新笹谷店 福島県福島市笹谷字南田三番地一ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ヨークベニマル笹谷店

（変更後）ヨークベニマル新笹谷店

三 変更した年月日

平成二十四年十二月二十八日

四 届出年月日

平成二十五年一月二十四日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十五年二月一日から同年六月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県

県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）仙台ターミナルビル株式会社

代表取締役 菊池 眞澄

（変更後）仙台ターミナルビル株式会社

代表取締役 新妻 博敏

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十四年六月二十九日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十五年一月二十二日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、塩川西部土地改良区から平成二十五年一月十五日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十四日認可した。
平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

福島県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市四倉町上仁井田字東山一三四の三一、一三四の三二、一三四の三三、一三四の三四
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
南相馬市鹿島区鳥崎字南谷地一四九
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第六十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十五年における保安林等の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可すべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

平成二十五年年度皆伐面積の限度（単位：ヘクタール）	皆伐面積の限度
同一の単位とされる保安林等の名称	
宇多川水源かん養保安林	八四・九八
宇多川土砂流出防備保安林	三九・九〇
宇多川干害防備保安林	〇・四二
新田川水源かん養保安林	二八五・〇〇
新田川土砂流出防備保安林	一一三・五〇
新田川干害防備保安林	五・〇〇
請戸川水源かん養保安林	二七四・〇二
請戸川土砂流出防備保安林	一二四・五四

請戸川土砂崩壊防備保安林	〇・〇四
請戸川干害防備保安林	四・二四
木戸川水源かん養保安林	四五七・五六
木戸川土砂流出防備保安林	九六・三二
木戸川防風保安林	一・七六
夏井川下流水源かん養保安林	五六一・六七
夏井川下流土砂流出防備保安林	一二九・七六
夏井川下流干害防備保安林	八・五四
夏井川下流水源かん養保安林	三六九・七六
夏井川下流土砂流出防備保安林	二九・五〇
夏井川下流干害防備保安林	四八二・二八
福島北東地区土砂流出防備保安林	一四八・〇六
福島北東地区干害防備保安林	〇・九二
福島南西地区土砂流出防備保安林	一八九・七六
福島南西地区干害防備保安林	三八・三三
郡山地区土砂流出防備保安林	六四五・二七
郡山地区干害防備保安林	二七・一七
郡山地区土砂流出防備保安林	六・四〇
郡山地区干害防備保安林	〇・一二
夏井川上流水源かん養保安林	五二・五八
夏井川上流土砂流出防備保安林	七・八〇
夏井川上流干害防備保安林	二・九二
阿武隈川上流水源かん養保安林	三六五・九四
阿武隈川上流土砂流出防備保安林	三五・九四
阿武隈川上流干害防備保安林	〇・七二
石川地区土砂流出防備保安林	一・二四
石川地区干害防備保安林	一・五二
石川地区土砂流出防備保安林	一〇・〇二
石川地区干害防備保安林	一四・七八
鮫川上流水源かん養保安林	三・二二
鮫川上流土砂流出防備保安林	一六五・〇四
鮫川上流干害防備保安林	九七・五九
久慈川土砂流出防備保安林	〇・四四
久慈川干害防備保安林	三五七・九六
猪苗代地区土砂流出防備保安林	八三・五四
猪苗代地区干害防備保安林	二六二・八〇
松原地区土砂流出防備保安林	〇・五四
松原地区干害防備保安林	五三一・一三
濁川土砂流出防備保安林	四三・四二

福島県告示第六十七号

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道母畑 須賀川線	須賀川市雨田字下苗内 八五番一地从先から 同 市雨田字南池田 一二四番地先まで	変更前	七・三〇	六七五・〇
		変更後	七・三〇 一九・〇	六七五・〇

(道路計画課)

福島県告示第六十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 濁川干害防備保安林 ○・六二
- 阿賀川下流水源かん養保安林 二四〇・二四
- 阿賀川下流土砂流出防備保安林 九七・九八
- 阿賀川下流干害防備保安林 五・九〇
- 阿賀川中流水源かん養保安林 七三四・一四
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林 一一五・六四
- 阿賀川中流防風保安林 〇・〇四
- 阿賀川中流干害防備保安林 一・一六
- 只見川下流水源かん養保安林 八八五・五六
- 只見川下流土砂流出防備保安林 一三五・三二
- 只見川下流干害防備保安林 五・一八
- 阿賀川上流水源かん養保安林 一、〇四八・五四
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 五〇〇・二四
- 只見川上流水源かん養保安林 一、八〇三・二四
- 只見川上流土砂流出防備保安林 二五七・九四
- 只見川上流干害防備保安林 五・七二
- 浜通り地区保健保安林 二九・四二
- 中通り地区保健保安林 一八・〇二
- 会津地区保健保安林 九七・九六

(森林保全課)

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	東白川郡鮫川村大字渡 瀬字上二九番地先から 同 郡同 村大字渡 瀬字関下一二五番地先 まで	変更前	七・〇〇	一、五七四・〇
		変更後	七・〇〇 三〇・五	一、五七四・〇
東白川郡鮫川村大字渡 瀬字上二九番地先から 同 郡同 村大字渡 瀬字関下一二五番地先 まで	東白川郡鮫川村大字渡 瀬字上二九番地先から 同 郡同 村大字渡 瀬字関下一二五番地先 まで	変更前	九・二〇	一、六二〇・〇
		変更後	九・二〇 四二・五	一、六二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第六十八号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道母畑須賀川線	須賀川市雨田字下苗内八五番一地从先から 同 市雨田字南池田一二四番地先まで	平成二十五年二月一日

福島県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称
いわき市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
いわき都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業
小名浜港背後地一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業
- 三 事業施行期間
平成二十五年二月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分
いわき市小名浜字辰巳町、字定西、字高山の各一部の区域
使用の部分
なし

（まちづくり推進課）

（道路計画課）

公 告

公告第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき都市計画緑地事業八号薄磯沼ノ内防災緑地	福島県	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	取用の部分 いわき市平沼ノ内字浜街並びに平薄磯字北ノ作、字北街、字中街、字南街及び字小塚地内 使用の部分 いわき市平沼ノ内字浜街地内並びに字浜街地先

（まちづくり推進課）

公告第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
いわき都市計画緑地事業九号豊間防災緑地	福島県	いわき市平字梅本一五番地 福島県いわき建設事務所	取用の部分 いわき市平豊間字塩屋町、字八幡町、字柳町、字塩場、字下町、字下ノ内、字兎渡路及び字合磯地内 使用の部分 いわき市平豊間字塩場、字下町、字下ノ内、字兎渡路及び字合磯地内並びに字塩場及び字合磯地先

（まちづくり推進課）

福島県企業局

公告第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県企業局財務会計システム導入及び保守並びに関連機器賃借及び保守業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「企業局財務規程」という。）第222条の3第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定業務の件名及び数量
福島県企業局財務会計システム導入及び保守並びに関連機器賃借及び保守業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
- ア 財務会計システム導入業務
- イ 予算編成・管理機能及び固定資産管理機能

- a 仮稼働 契約の日から平成25年7月31日まで
b 本稼働 契約の日から平成25年9月30日まで
- (4) 工業用水道料金計算機能、収入管理機能、支出管理機能、企業債管理機能、勘定管理・決算機能及び各種帳票作成機能
a 仮稼働 契約の日から平成25年11月30日まで
b 本稼働 契約の日から平成26年1月31日まで
- イ サーバ用ハードウェア等賃貸借
平成25年10月1日から平成31年3月31日まで
ウ 財務会計システム・サーバ保守サポート業務
平成25年10月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
(4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプラライバンスワークの付与を受けている者又は同一一般財団法人の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS認証を取得している者であること。
(5) パッケージ製品をベースにした地方公営企業会計又は地方独立行政法人会計の財務会計システムを導入した実績がある者であること。
(6) 工業用水道事業を含む地方公営企業の財務会計制度に精通し、類似案件の導入及びカスタマイズの実務経験を有する者を導入・カスタマイズ及び保守に継続的に関与させられること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、所定の企業局一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類等を添付して、平成25年2月20日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県企業局経営企画課
電話024-521-7573
- 4 契約条項等を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、240円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
5 入札及び開札の日時及び場所
平成25年3月18日(月)午後2時 福島県庁西庁舎3階301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日(金)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、企業局財務規程第197条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、企業局財務規程第179条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be procured : Development and Installation, Maintenance and Operation of a Financial Accounting System of the Development Bureau for Public Utilities of Fukushima Prefectural Government. Maintenance and Lease of related equipment Iset
(2) Time-limit of tender(by hand): 2:00p.m., 18 March 2013

- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,15 March 2013
- (4) Contact point for the notice: Business Management & Planning Division, Development Bureau for Public Utilities,Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisuna-cho,Fukushima-shi,Fukushima, 960-8670 Japan TEL.024-521-7573 (経営企画課)

障 害 取 扱 要 領

公 告 第 3 号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 医療機器管理システム 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年4月19日（金）
- (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に記載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号
福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明書の配布方法 平成25年2月1日（金）から同年2月20日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配布する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月13日（水）午後1時 福島県立会津総合病院会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（火）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the equipment to be required: Administration system for Medical instruments Iset

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:00p.m.,13 March 2013

- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 March 2013
 (4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiomae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima 965-8555 Japan TEL:0242-27-2151

(事務局総務課)

公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 耳鼻咽喉科用CT装置 一式
 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 納入期限 平成25年4月19日（金）
 (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明書の配布方法 平成25年2月1日（金）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配布する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月13日（水）午後1時15分 福島県立会津総合病院会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（火）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the equipment to be required: Otolaryngology Computed Tomography scanner Iset

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:15p.m.,13 March 2013

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 March 2013

(4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima

公告第5号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県病院局財務規程(平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。)第221条第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 リハビリ室医療機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年4月19日(金)
- (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地(福島県会津若松市河東町谷沢地内)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格者名簿に記載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2月22日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明書の配布方法 平成25年2月1日(金)から同月20日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに同月11日(月)を除く。)の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配布する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月13日(水)午後1時30分 福島県立会津総合病院会議室(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日(火)午後5時までに必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the equipment to be required: Medical equipment for Rehabilitation center Iset

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:30p.m.,13 March 2013

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 March 2013

(4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiromae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima 965-8555 Japan TEL0242-27-2151

公告第6号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県立会津総合病院長 鈴木啓二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 検体検査室機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年4月19日（金）
- (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に記載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明書の配布方法 平成25年2月1日（金）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで3に掲

げる場所で配布する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月13日（水）午後1時45分 福島県立会津総合病院会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（火）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間に、提出した書類に関して、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the equipment to be required: Equipment for Laboratory specimens 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 1:45p.m.,13 March 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 March 2013
- (4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shitromae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima 965-8555 Japan TEL:0242-27-2151

(事務局総務課)

公告第7号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 内視鏡室医療機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年4月19日（金）
- (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格名簿に記載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の承認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

- (2) 入札説明書の配布方法 平成25年2月1日（金）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配布する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月13日（水）午後2時 福島県立会津

総合病院会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（火）午後5時までに到着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the equipment to be required: Medical equipment for the endoscopic room I set

(2) Time-limit of tender(by hand): 2:00p.m..13 March 2013

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 March 2013

(4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiromae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima 965-8555 Japan TEL0242-27-2151

(事務局総務課)

公告第8号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。以下「病院局財務規程」という。）第221条第1項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福島県立会津総合病院長 鈴木啓二

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 厨房用機器 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年4月19日（金）
- (4) 納入場所 会津医療センター建設予定地（福島県会津若松市河東町谷沢地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年2月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号965-8555 福島県会津若松市城前10番75号

福島県立会津総合病院事務局総務課

電話 0242-27-2151

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明書の配布方法 平成25年2月1日（金）から同月20日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月11日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで3に掲げる場所で配布する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年3月13日（水）午後2時15分 福島県立会津総合病院会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月12日（火）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第192条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院局財務規程第174条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県立会津総合病院長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the equipment to be required: Apparatus for kitchen 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand): 2:15p.m.,13 March 2013
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00p.m.,12 March 2013
- (4) Contact point for the notice:General Affairs Division,Head Office,Fukushima Prefectural Aizu General Hospital, 10-75 Shiromae,Aizuwakamatsu-shi,Fukushima 965-8555 Japan TEL:0242-27-2151

（事務局総務課）